

憲法改憲

国家のための国民になる?

2917年2月28日 第2回自主憲法学習会開催

第2回目は、憲法第13条「個人」・「幸福追求権」・「公共の福祉」に関してと 第24条 家族条項を取り上げました。そして、どんな軍国化が進んでいるのか、逆にどんな平和への取り組みがあるのかを資料を基に皆で話し合いました。



〈現行憲法〉

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、 最大の尊重を必要とする。

〈 自民党草案 〉

第十三条 全ての国民は、<u>人</u>として尊重される。生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公</u> <u>益及び公の秩序</u>に反しない限り、立法その他の国政の 上で、最大限に尊重されなければならない。

> 個人の扱いが人という 種族に なっちゃうのね





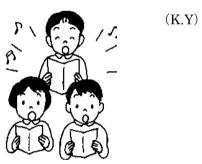
どこがどうちがうの?

- 1. 〈現行〉「個人」が〈草案〉人に
- ・「個人」=一人一人 価値観も個性も立場も違うということ。
- ・「人」=他の動物とは違う種類の生き物であるというだけのこと、一人一人の個性なんて関係ない!ってこと・・・?
- 2. 〈現行〉「公共の福祉」が〈草案〉「公益及び公の 秩序」に
- ・「公共の福祉」って?~人はそれぞれの価値観があって主義が違うから、それがぶつかった時に(「人権」と「人権」が衝突した時に)、公平に調整しましょうということ。「公益及び公の秩序」って?~以下の『「草案」が変えたもの与野党憲法担当者に問う、自民 船田元 氏・民主 江田五月氏』(ヤフーニュース

2016/10/6) という記事が参考になると思います。 〈現行〉 江田:国主導の工業団地での健康被害では 住民が国を訴えた。「国(国民)の産業経済発展の利益」と「地元住民の健康」という双方の権利の衝突を 司法が調整するが、この時2つの権利に上下関係は無い。だが草案の「公益及び公の地秩序に反しない限り」 となると、住民の健康は「私益」となり、国の主張が 「公益」として優先されるだろう。

〈草案〉 船田:「私益」より「公益」が優先することがある。道路拡幅で「環境か開発か?」議論が起こる。

戦後の裁判では公共事業を進めるよりも、個人の利益を尊重する判決が多く出た。それでよかったのか?個人主義という考えは西洋で生まれた考えで、私たち日本人が大事にすべきなのは、個人というより、国民の一人、地域社会を構成する一員、家族を構成する一員ではないか。行き過ぎた個人主義を尊重するのはどうかという議論があった。それで「個人」を「人」に変えた。



<2>24条の家族条項に関して

一人一人が大切にされる国に

私が第2回学習会で担当した現行憲法24条が、 私達の生き方や暮らしを守ってくれている大切な条 文だということ、そして自民党改憲草案24条がどん なに危険なものなのかについては、この通信とともに 同封した『24条変えさせない』のリーフレットを読 んでいただければ、よくわかると思います。

憲法「改正」を悲願としている人たちにとって、個人より家族や国家が大事というのは大前提みたいです。本当は、9条改正して立派に「戦える国」にしたいけれど、いきなりは無理。だから、より抵抗感が少ない、この「家族条項」(家族は・・・尊重されねばならない、助け合わねばならない)と災害時の緊急事

態に備えての「緊急事態条項」から国民投票にかける ことをもくろんでいるという話は、去年から新聞やネットで何度もみかけました。

そして、24条改正への布石ではないか、と危惧されているのが、今国会で提案されている「家庭教育支援法」です。家庭教育においては、父母・保護者の責任で子供に生活に必要な習慣を身につけさせ、自立心の育成に努めること、学校や保育所、住民は、国や自治体の家庭教育支援策に協力するよう努めることなどと定めていますが、これは、教育の名を借りた、家庭という私的な領域への公権力の介入を可能にするものと考えられます。

そもそも、「昨今は家庭での教育力が落ちている、 家族のきずなが弱くなっている、それで色々な問題が 出てきている」という彼らの言説自体、歴史のねつ造 だと、教育学の先生が書いていました。昔の方が放任 だったそうです。

教育勅語の本質を問う

教育と言えば、大阪の森友学園が経営する塚本幼稚園での教育内容の"気持ち悪さ"が、私の中で、家族条項のそれと共振します。幼稚園では、戦前の教育勅語を暗唱させ軍歌を歌わせ、安倍首相夫人に「日本人としての誇りを持つという優れた道徳教育によって、ここでできた"芯"が、公立小学校に行くと揺らいでしまう」と評価されます。

教育勅語は、天皇がその赤子たる国民に、こうあれ、と諭す命令です。戦後廃止されましたが、ここに来て、親孝行とか家族仲良くとかいう部分は今日でも通用する徳目だ、なんていう大臣が出てくるし、部分的に教材として使ってもよいという閣議決定が出ました。そういう意味で、森友学園は、今の安倍政権の教育観・国家観を体現していたわけです。そしてそこでは、あからさまに中国人・韓国人への差別偏見発言があり、「安倍首相頑張れ、安保法制成立してよかったです」と政治的アピールを園児に叫ばせ、排泄に関する虐待まがいのしつけまで行われていました。「この道」を行けば、待っている未来が、垣間見えた気がしたのは、私だけだったでしょうか。「この道」は、第一次安倍政権下での教育基本法改正(2006 年)で用意されていました。「我が国と郷土を愛する」ことが教育目標の

一つとなり、義務教育の目的に「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」が定められたのです。

家庭領域に入り込む改憲案

なぜ、憲法に「家族は助け合わねばならない」なんて、お説教みたいなことを書き込むのでしょうか。どうして家庭という私的な領域に、やれ教育だ道徳だ愛国心だと、手を突っ込んでくるのでしょうか。家庭が大事というなら、家族が一緒に楽しく過ごせるように、長時間労働をなくし、受験戦争をなくす方が、先ではありませんか。憲法は、国の一番おおもとのきまりです。国は、国民が平和に飢えることなく一人一人が尊厳を持って暮らすためにこそあるはずです。政治家も、官僚も、そのために働け、と、私は言いたいです。

(伊藤泰子)





<3>軍国化と平和運動

改憲が具体的になる前に

どんな軍国化の動きが進んでいるか

改憲がなくても、違憲である安保法制(戦争法)の もと集団的自衛権を行使するなど、あらゆるところで 戦争のできる国作りが始まっているようです。防衛省 の 2017 年度予算は 5 兆円を超え、安全保障技術研究 推進制度(企業や大学に対し軍事に応用可能な基礎研 究を<u>防衛省が助成する</u>制度)の助成金も大幅に増加し ています。陸上自衛隊朝霞駐屯地には陸上自衛隊の指 揮権を統括する『自衛隊総隊司令部』を設置する計画 が進められています。名前は自衛隊でも、実質は軍隊 となり得る組織作りが進行しているようです。

森友学園問題で明らかになったように、教育勅語の 内容は道義国家?として望ましいと公言する人も出 てきて、教科書への圧力も一層強まり子供たちの精神 面での変革を徐々に進めていこうとする意図が見え ます。

最近、日本の文化や技術がすばらしいと外国人が感動する番組、それに類する番組が増えているように思

います。一見すばらしいことなのですが、あらゆるメディアを使って知らず知らずのうちに一方的な愛国心をつまり日本はよその国より優れている的な気持ちを浸透させられているのかなという気もします。

どんな平和への取り組みが行われているか

現在日本中で、安保法制違憲訴訟が行われています。 訴訟の数は23、全国の原告の数は5500人余りに なっています。埼玉でもさいたま地方裁判所で5月17 日、第4回口頭弁論があります。もっともっと訴訟の 数も原告の数も増やしていこうとする動きがありま す。いろいろなところで数人から憲法カフェなどまず 知ることから始めよう、どんな日本を子供に残したい か考えようという動きが少しずつ進んでいるようで す。

70年の平和を享受し、日本の平和憲法に守られていたことを改憲草案に触れて初めて自覚した人も大勢いる中、今度は自分たちがこの憲法を守らなければいけない時代になったのではないでしょうか。

(白井操子)



<4>学習会参加者からのメッセージ 憲法は生活の基盤

昨年の参院選の前後をピークに、憲法についての学習会があちらこちらで見られました。市民開催によって弁護士等を招いては話を聞く「憲法カフェ」という新しい形態は、現行憲法によって守られてきた70年の非戦の時代を終わらせまい、また民主主義と主権者意識を取り戻したいという切なる思いの表れでした。

私自身も憲法カフェを主催した経験はありますが、 今回の学習会は、専門家ではなく自分たちで憲法条文 を掘り下げるというスタンスでした。二人の参加者が それぞれ「13条の幸福追求権」、「24条の家族条項」に ついて調べて来たことを発表し、それに対して考えを 述べ合います。現行憲法と自民党の改憲草案の条文を 照らし合わせた印象は、「草案の方は、何だか国民が 国家に制限されている感じだよね」。

改憲によって立憲主義が揺らぐというのはよく言われるけれど、掘り下げてみればなるほど、一気に現実味を帯びてきます。

13条ならば、『「個人」が単に「人」になるって、もしかして一人一人の持つ幸福追求権が軽んじられている?じゃあ国家の利益が公益ということになれば、私の価値観で幸せになったら憲法違反の?』

24条ならば、『家族は助け合わなきゃならないって、 そんなの押し付けじゃない?家族の形はそれぞれな のに、大きなお世話だよね』といった風に、具体的に 想像できるようになります。

発表者は、この日までに13条や24条について意識しながら過ごして来たことがうかがえます。担当の条文に関する資料を集める労力もさることながら、日常のほんの些細な出来事に対しての「あ、これ、憲法のおかげで成り立っている」といった発見こそが今回の学習会の最大の収穫だと感じました。そしてそうやって嚙み砕いた憲法を、新聞記事の切り抜きや書籍の引用と共に話し言葉で伝えてもらったことで、憲法が生活の基盤であることを実感することが出来ました。

改憲のかかった大きな選挙だったというのに、昨年の参院選の投票率は過去4番目の低さでした。争点隠しで与党側が改憲について語らなかったという事情を差し引いても、いくらなんでも関心が低すぎます。国民主権も立憲主義も教科書で少し触れただけの薄い記憶でしかなく、いつしか、憲法というものは遠い存在になってしまっていたのでしょう。

今回のような学習会がさかんに開かれ、この改憲を 自分事としてとらえられる国民が増えることを願い ます。私たちのささやかな日常、ひいては平和な世界 へ。この扉は、自分たちの手で開くしかないのです。

(深谷市在住 島崎笑夢)



2017 原発のない福島を! 県民大集会

福島では、毎年 3.11 近くの土曜日に県民大集会が開かれています。私はこの数年連続参加しています。今年は 3 月 18 日 (土) にあり、県内から、また全国から 5700 人が集まりました。実行委員長、呼びかけ人、特別ゲスト、被災自治体町長、避難を強いられている方、若者の話があり、改めて原発事故の悲惨さ、福島を忘れてはいけない思いを強くした集会でした。

原発事故のために今も避難されている方は、県内避難が39608人、県外避難が39818人、合計79446人(2月現在)で、これほど膨大な長期避難者を出した産業公害はこの国には前例がないそうです。ふるさとを、家を、仕事を、関連死による家族を奪われ、家族がバラバラになり、甲状腺異常におびえる6年間はどんなにつらいことでしょう。原発事故の特殊性、長期性そして過酷な現状があります。

それなのにメルトダウンした核燃料がどうなっているのかさえ未だに把握できていないのです。避難指示解除のため除染した汚染廃棄物は膨大な量になり、県内ではフレコンバッグが 1200 万個を超えているのに適切な貯蔵施設もないまま野積みされています。フレコンバッグの耐用年数は3年から5年だそうです。

事故後、放射能におびえ数日かけてやっと都内に避難してきた人が、街の灯りがあまりにまぶしく、真っ暗だった福島との違いに愕然としたそうです。私たちにできることは何か、少なくても原発の電気を使わなくてもいいように節電や省エネに努めることはできるのではないでしょうか。他にも一人一人が考えれば、現状を忘れなければやれることがあるのではないでしょうか。



早春の男衾自然公園

まちネット寄居では、今年度の活動計画として地元の宝に目を向けていこうと地域ウォッチングをあげています。今回は、まず行ってみようと4月6日に試験的に「男衾自然公園」を歩いてみました。ちょうどカタクリの花が満開でした。数名の参加者でしたが、ネットの運営委員で、森林インストラクターの資格を持つ白井さんの植物ガイドで楽しむことができました。説明を聞いて、ちょっと博識になったような気持ちに。(でも、もう忘れた…)(#^^#)





≪「請願・陳情」は、皆さんの意見や要望を町政に 反映させるための大切な制度です。どなたでも議会に 請願や陳情を行うことができます。議長宛に提出され た陳情書については、受理後に議会定例会の議案書の 中に閉じて議員に配布されます。なお、当議会では陳 情書については審査、また議会としての意思決定は行 わない慣例になっております。≫

これは寄居町議会ホームページ内に掲載されている文章です。まちネット寄居では、通信前号(No.45)でお知らせしたように陳情書を3月議会へ提出しました。その後、議会事務局から「慣例では陳情書に関しては議会では諮られないが、今回は、議員全員協議会





内で話し合われ、結果は賛成少数で否決されました。」といった連絡がありました。確かに、陳情書を議会内で検討したことは前進と受け取ることもできますが、通常、本会議場で読み上げられ、各議員の議案書の中に綴じられあとは各議員が目を通すだけで議会としての意思決定はしない、というのは「請願・陳情」は大切な制度とうたっていながら、全く形式だけの取り扱いです。

岡山市では、請願も陳情も同等に扱い、常任委員会に付託されたのち本会議で採決されています。また、採択された件に関しては、次回の定例会で処理経過や結果の報告を受けることにもなっています。それが本来の大切な制度としての請願・陳情なのではないでしょうか。「今後陳情書の扱いに関しても検討してまいります」とコメントした議会事務局職員の言葉に期待したいが、やはりその前に私たち町民の陳情書扱いの要望をしっかり伝えていくことが肝心と思います。(請願は、紹介議員1名以上を必要とし、陳情はなくてよいとなっている) (大北秀子)

オール 11 区市民の会設立準備会&講演会

(衆院小選挙区埼玉 11 区で設立された準備会。現在県内すべての小選挙区が同じ目的で動いている)

4月9日、深谷市花園文化会館アドニスにて「安保 法制廃止」・「立憲主義回復」を目的として野党共闘の 実現を求め、世論を結集していくため共同して運動を 進めることを掲げて設立準備会が行われた。第1部に 「市民と野党の共闘が政治を変える」と題して高田健 さんの講演があり、その後、来賓野党として共産党・ 自由党・社民党・新社会党・緑の党・民進党からそれ ぞれの党を代表して連帯のあいさつがなされた。そし て、オール埼玉総行動実行委員会実行委員長の小出重 義さんからの力強い挨拶後、設立経過報告、最後に「野 党共闘を実現して安保法制を廃止し立憲主義を回復 しよう」とアピール文が読み上げられて閉会した。参 加者は326名。かつてない危機感に黙ってはいられな いと、たくさんの人たちが立ち上がっている。若い年 代層の参加があまりにも少ないのが残念だが、たくさ んの経験を積む熟年層が主体となって、運動を担って いくことは重要なことだ。市民主導による、野党統一 候補への実現に向けて、これからが本番だ。

報告 大北

問い合わせ・入会希望は「オール 11 区市民の会 事務 局」 mailaddress: all11shimin@gmail.com へ

<(_ _)> お詫びと訂正

前号通信No.45 4ページのお名前、吉川かおる➡吉川 かほる に訂正します。申し訳ございませんでした。

編集後記

憲法学習会をメインに臨時号の発行を簡単にと思っていたが、終わってみればこのボリューム。それぞれの思いは熱く強く、力が入っている。皆苦労して、内容を絞って書いてくれた。連日報道される、北朝鮮の脅威が一ランク上がった、ヨーロッパでの極右台頭、米軍の最強兵器「GBU-43/B 大規模爆風爆弾兵器」使用などなど日々不安を煽られている感だ。何が何でも名実共に戦える軍隊、軍備が必要と国民に浸透させるために、巧妙な手口で迫ってくる。個人の命より国家が大事。それが当たり前になる国だけにはさせない。

家庭菜園講座



2017 年度も継続します。今年度は広く募集はしていませんが、紹介や口コミで参加者も増えています。 家庭菜園講座も今年で4年目になりました。3年間の登録者数は64名。開設時から継続されている方も6名。毎月第3日曜日に開催しています。この3年間、雨の日も雪の日も一度もお休みはありませんでした。家庭菜園ならではの、醍醐味もたくさん味わうことができ、月1回の顔合わせですが、参加者どうしの親睦も深まり、毎回楽しみにしていますという方が多いのも嬉しいことです。畑を通して様々な情報交換や、変わった野菜種、花の苗などの提供もあります。どなたでも参加できます。





